

美祢市図書館複合化施設整備実施設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本要領に定める公募型プロポーザルは、美祢市立図書館複合化施設整備基本設計（以下「基本設計」という。）に準じて、美祢市図書館複合化施設整備実施設計業務を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

美祢市図書館複合化施設整備実施設計業務

(2) 建設場所

美祢市大嶺町東分地内

(3) 業務内容

別紙 美祢市図書館複合化施設整備実施設計業務特記仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日（令和8年2月上旬予定）から令和9年2月28日まで
(想定13か月)

(5) 契約上限額

147,975,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 契約条件

受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものとする。

(7) 契約保証金の有無 無

(8) 前払金の有無 有（美祢市財務規則第69条の規定による。）

ただし、令和8年度での対応とする。

3 参加要件

(1) 基本的要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は設計共同企業体（以下「JV」という。）とし、参加表明書提出期限日時点（令和7年12月12日（金））において、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

ア 令和7・8年度美祢市建設工事等競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録されていること。

イ 本プロポーザルの参加表明書の提出日から契約締結日までの間、美祢市建

設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領（平成20年美祢市訓令第73号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 建築士法（第25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を受けていること。

オ 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始申立がなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

（2）企業実績に関する要件

過去15年（平成22年度～令和6年度）に次に掲げる同種業務を元請（JVによる受注の場合は、代表企業であるものに限る。）として履行した実績を有する者であること。なお、参加表明書提出期限日時点（令和7年12月12日（金））において当該業務が完了していること。

ア 同種業務

国又は地方公共団体が発注した延床面積2,000m²以上の建物（令和6年国土交通省告示第8号別添二類型四第2類又は類型十二第1類及び第2類に該当するもの）の実施設計業務。

（3）JV参加の要件

JVとして参加する場合、以下の要件を全て満たすものとする。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

ア JVの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。

イ 代表構成員は、上記（1）及び（2）の全てを満たすこと。

ウ 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

エ JVの構成員の数は2者とし、各構成員の報酬比率30%以上とすること。

オ 構成員は、上記（1）の全てを満たすこと。

カ 応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員になることはできない。

キ 応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

ク 応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業及びJVの

代表構成員を含む構成員になることはできない。また、他の応募者の協力事務所となることもできない。

※上記の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。

4 参加表明書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加するには、以下による方法で参加表明書等を提出することとする。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式1	1部
設計共同企業体協定書	様式2 ※必要な場合のみ	1部
業務実施体制	様式3	1部
予定技術者の経歴等 ※1	様式4	1部
企業実績	様式5	1部
技術者資格を証する資料 ※2	—	1部
契約書写し ※3	—	1部
会社パンフレット	—	1部

(注)

- 各様式とも記載事項等を変更しないこと。記載欄が不足する場合は、新たな同様式を用いて記載すること。
- 各様式とも片面印刷で作成すること。

※1 「様式3 業務実施体制」に記載されている各技術者について、1人1枚ずつ作成すること。

※2 「様式1 参加証明書」に記載した企業について、一級建築事務所の登録を受けていることを証するものの写し及び「様式4 予定技術者の経歴等」で記載した技術者保有資格について、それを証するものの写しを提出すること（資格証明書の写し等）

※3 「様式4 予定技術者の経歴等」「様式5 企業実績」で記載した予定技術者及び企業の同種業務について、契約書（表紙及び押印部分）の写しを提出すること。

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで

ただし、持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時まで

イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参または郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期間内必着）とする。

5 技術提案書等の作成及び提出

以下の要領により技術提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数等
ア 技術提案書表紙	様式 6	1 部
イ 業務の実施方針	A4 サイズ縦長片面 1 枚 印刷で自由様式とする。	イとウをホチキス留め 各 8 部
ウ 課題別技術提案書	課題毎にA3 サイズ横長 片面 1 枚印刷で自由様 式とする。(A4 サイズ縦 長片面 1 枚でも可)	
エ 業務参考見積書	A4 サイズ片面 1 枚印刷 で自由様式とし、本業務 に係る合計見積額と消 費税相当額を提示する こと。なお、見積金額の 内訳書を添付すること。	1 部

(注)

※ イ、ウについては、技術提案者（協力事業所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な企業名等）を記載してはならない。

(2) 技術提案書の内容

課題別技術提案書は、以下の課題について簡潔に記載すること。また、作成にあたっては、提出者を特定することができる記述は避けること。なお、原則添付書類を認めない。

ア 「本業務に対する取組姿勢及び実施体制について」

本業務（実施設計）に対する基本的な取組方針、実施体制、市担当課との連携や検討の進め方について提案すること。

イ 「課題1 事業費及びランニングコストの縮減について」

外構を含めた総事業費及びランニングコスト縮減のための手法について提案すること。

ウ 「課題2 その他独自の提案」

美祢市立図書館複合化施設基本計画（以下「基本計画」という。）、基本設

計に準じて実施設計を行うにあたり、これまでの実績、経験を踏まえ、より魅力的な施設にするための提案を記載すること。

(3) 提供資料

提供資料については、データを格納したDVD - R等を配布する。なお、配布したDVD - R等は技術提案書提出時に返却すること。

ア 配布資料

(ア) 基本計画

(イ) 基本設計

イ 提供方法

本要領12に掲げる担当課での受渡しまたは、郵送とする。

郵送の場合は、電話連絡にて送付先を指定すること。

(4) 提出方法

ア 提出期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月13日（火）まで

ただし、持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時まで

イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参または郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）とする。

6 本件に関する質問及びそれに対応する回答方法

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する説明会は開催せず、質問書に対して回答し、原則、参加表明書、技術提案書の作成及び提出に関する事項に限る。また、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式

質問書（様式7）を使用すること。

イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法

イの担当課へメールで提出すること。

エ 受付期間

(ア) 参加表明書の質問

令和7年12月1日（月）午前8時30分から

令和7年12月5日（金）午後5時まで

(イ) 技術提案書の質問

令和7年12月19日（金）午前8時30分から
令和7年12月26日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、全質問をとりまとめ、質問者名を伏せて一括して回答を市のホームページに掲載する。回答については、本実施要領、仕様書等の変更を含むものとする。

7 審査方法及び基準等

（1） 審査方法

まず、1次審査として（4）評価項目ア 1次審査に掲げる評価項目についての審査を行い、採点結果上位5者程度を選定する。

次に、選定された者については、2次審査として、技術提案書等の記載内容の（4）評価項目イ 2次審査に掲げる評価項目についてプレゼンテーション等による審査を実施する。

（2） 選定委員会

美祢市図書館複合化施設整備実施設計業務委託に係る美祢市プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、技術提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者の選定を行う。

（3） 2次審査

1次審査で選定された者については、技術提案書等受付終了後、技術提案（「業務の実施方針」及び「課題別技術提案書」）についてプレゼンテーション等による2次審査を実施する。

2次審査は、1者あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションの時間が20分以内、質疑応答の時間が10分程度とする。

（4） 評価項目

ア 1次審査

参加表明書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	法人の実績等	法人の実績、人員体制	20
(2)	管理技術者及び担当技術者等の資格	保有資格等	30
(3)	管理技術者及び担当技術者等の技術力	同種または類似する業務の実績及び携わった立場等	30
合 計			80

イ 2次審査

1次審査の書類審査等に加え、技術提案書等の記載内容に関し、次に掲げ

る評価項目により審査を行う。

		評価項目	主な評価基準	配点	
参 加 表 明 書 等	(1)	法人の実績等	法人の実績・人員体制	20	
	(2)	管理技術者等の資格	保有資格等	30	
	(3)	管理技術者等の技術力	同種または類似する業務の実績等	30	
	(4)	参考見積書	見積額の経済性	20	
	①小計			100	
	(A) ①×0.2			20	
技術 提案 書	(1)	取組姿勢及び実施体制	① 業務実施にあたっての基本的な取組方針 ② 業務実施にあたっての実施体制 ③ 市担当課との打ち合わせ体制、支援内容	10	
	(2)	課題1に対する提案	評価項目の把握力並びに提案内容の独創性及び実現性等	30	
	(3)	課題2に対する提案		40	
	(B) 小計			80	
	合計 (A) + (B)			100	

8 受託候補者の特定

(1) 結果の通知

1次審査結果については、参加表明書等受付期間終了から概ね1週間以内に応募者全員に対し結果通知書等の書面により通知する。ここで2次審査に進めなかった応募者は、原則、受託候補者とならない。

2次審査を行った応募者については、1次審査と2次審査の総合計により受託候補者を特定し、受託候補者として特定した者及びしなかった者に対し結果通知書等の書面により通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(2) 契約締結交渉

(1)により特定された者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴取する。

なお、契約交渉が不調のときは、評価結果が次順位の者から順に契約交渉を行う。

(3) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果（最優秀者及び次点者の名称）については、市ホームページ等により公表する。

9 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領2(5)に示す業務の契約上限額を超えた場合
- (4) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が審査委員に対する事前説明、事前連絡等、公正な審査を妨げる行為を行った場合
- (5) 本要領3に示す参加要件を欠くこととなった場合
- (6) その他、市が指示した事項に反した場合

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出書類について持参以外の方法による場合の不達、遅配を原因とする参加表明者の不利益が生じたとしても本市は責任を負わない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 同一の参加表明者が複数の提案をすることはできない。
- (6) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された技術提案書の変更、差し替えまたは再提出は原則として認めない。
- (8) 様式3に記載した予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (9) 基本設計は公告時点で、パブリック・コメントを実施しており、完了時期が12月中旬頃の予定である。提供した基本設計に変更が入ることもあるが、資料に変更があった場合は、再度資料を提供することとする。
- (10) 本業務受託者となった場合でも、今後予定される美祢市図書館複合化施設整備に関する業務の入札指名等を妨げるものではない。

11 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザルの公告	令和7年12月1日（月）
質問受付（参加表明書）	令和7年12月1日（月）～12月5日（金）
質問回答（参加表明書）	令和7年12月10日（水）

参加表明書等の受付期間	令和7年12月1日（月）～12月12日（金）
1次審査結果の通知	令和7年12月18日（木）
質問受付（提案書）	令和7年12月19日（金）～12月26日（金）
質問回答（提案書）	令和8年1月7日（水）
技術提案書等の受付期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月13日（火）
2次審査・ヒアリング	令和8年1月21日（水）
2次審査結果の通知	令和8年1月23日（金）
契約締結	令和8年2月上旬【予定】

12 担当課

美祢市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ推進課

〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1

電話：0837-52-5261 FAX：0837-52-2562

Email：toshos@city.mine.lg.jp